

こんにちは 家畜保健衛生所です

平成31年3月

鳥取県の野鳥から 低病原性鳥インフルエンザウイルスを検出

鳥取県東伯郡で捕獲された野鳥(生体)からH7N7亜型が、鳥取市で採取された野鳥の糞便からH5N1亜型の低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されました。

また、韓国においても野鳥から低病原性鳥インフルエンザウイルス(H5及びH7)が継続的に検出されていることから、我が国への本病ウイルスの侵入リスクは引き続き高い状況にあります。

★ウイルスを侵入させないよう、飼養衛生管理基準を遵守し、特に次の事項に注意して下さい。



- 関係者以外の立入禁止
- 防鳥ネットの破損や屋根と壁の間のすき間等を補修
- 鶏舎周辺への消石灰の散布
- 野生動物の侵入を発見したらすぐに対応
- 作業者は衛生管理区域専用の作業着を着用
- 車両・長靴の消毒の徹底、踏み込み消毒槽等の消毒薬の定期的な交換
- 鶏の飲み水(※)の適切な消毒 ※水道水以外を使用の場合

◎次の症状を発見された場合はすぐに家畜保健衛生所にご連絡ください

- ・死亡率の増加
- ・鶏冠・肉垂等のチアノーゼ
- ・沈うつ
- ・産卵率の低下



平日

家畜保健衛生所業務第一課 0743-59-1700
家畜保健衛生所業務第二課 0745-62-2440

※つながらなければ、県庁守衛室(0742-22-1001)をお願いします